□学名の有効出版に関する申し合せ（日本植物分類学会　昭和53年9月28日）

日本植物分類学会は学名の有効な出版をはかるため昭和26年「国内有効出版物に関する植物分類学会の申し合せ」を行ない，善処を申し合せたが，その後の研究活動や出版事情の進展に対応するため昭和52年「命名に関する委員会」（原　寛-委員長，安藤久次，大橋広好，井上浩，岩槻邦男，金井弘夫，小林弘，里見信生，清水建美，千原光雄，椿啓介，中池敏之）を設けて検討を行ない，昭和52年10月，53年4月，53年9月の総会およびその間の日本植物分類学会ニュースなどで原案を会員にはかり，修正を行なった結果，以下の「植物命名についての基本理念」および「国内有効出版物に関する申し合せ」を採択した。この申し合せは，新しい学名を発表する場合の国際植物命名規約第29—31条にある有効出版（Effective Publication）に関するものであって，新学名を含まない論文や記事の出版，地方における雑誌の発行などについてはその自由を少しも束縛するものではなく，また発表者の資格などについても全く規定するものでもない。

なお，この申し合せを実行する場合には，国内の問題としてばかりでなく，広く国際的見地から考えるべきであって，たとえば他国において同様な出版物に新学名が発表された際にわれわれが被った不便と障害とを合せ考える必要がある。

1. 植物命名についての基本理念

植物分類学の研究活動は国の内外において目ざましいものがあり，多くの成果があげられている。国内だけに限ってみても，こうした専門的な研究の進展がある一方で，一般の人々の植物分類学への関心の高まりも最近では驚くほどである。このような傾向は，植物分類学の発展のためには誠によろこばしいことではあるが，その反面，植物名の分類学的な取扱いの上で，不注意や誤解による誤りや混乱が時に見られるのは残念なことである。

植物の学名の取扱いは，いうまでなく，世界各国の研究者の間の共通理解の上でなされなければならない。このために学名の使用に際しては，国際植物命名規約 International Code of Botanical Nomenclature に従うべきことは当然である。この命名規約の基本的精神は，植物の名称（学名）について，命名ならびに発表上の混乱や誤解の生ずるのを防止することにある。したがって少くとも新学名の発表を行う際はもとより，学名を分類学的に取扱う場合には常に国際植物命名規約を参照し，学名の命名発表と選択・使用に手落ちのないようにすることが研究者自身の責任であり，モラルの問題であると考えるべきである。

学名は植物分類学のみならず広く生物学における情報伝達に際して最も基本となるものである。我が国における分類学的研究の成果が国際的に正しく受け入れられるためにも，学名の取扱いについていたずらな混乱や誤解をさけるように努力する必要がある。

2. 国内有効出版物に関する申し合せ

日本植物分類学会は上に述べた基本理念にもとずき，今後は下記のような出版物，印刷物には一切新学名を発表しないようにすることを申し合せる。

(1) 一般的科学雑誌及び一般的性質の単行本

〔例〕 科学（岩波），生物科学，採集と飼育，自然，自然科学と博物館，ガーデンライフ，各種の辞典

(2) それぞれの分野の専門誌ではあるが，新学名を含む原著論文を発表するには適当でないもの

〔例〕 陸水学雑誌，第四紀研究，日本林学会誌

(3) 植物学分野であるが新学名を含む原著論文を載せることを目的としない出版物

〔例〕 各種の種子目録，学会講演要旨，日本植物分類学会会報，日本蘚苔類学会会報，植物と自然

(4) 非売品，地方的にかたよって配布されるもの，国外への配布のきわめて少ないもの

〔例〕 各種の自然環境調査報告，学位論文審査のため配布する印刷物，科学研究費成果報告書，兵庫生物，野草などの各種同好会誌，校友会誌

(5) 印刷形式が有効出版物として不適当なもの

a 謄写版によるもの

b 顔料を用いた油性印刷インクによらないもの

〔例〕 電子コピー，カーボンコピー，青写真，デュプロ，写真など

c 手書き原稿を原版としたもの

註 1. どんな出版物にでも新学名を説明上使用することは差し支えないが，その新学名は有効な出版物に正式に発表されてからはじめて命名規約上正当なものと認められるので，発表者はこの趣旨にそった処置をとることがのぞましい。

例えば「前原勘次郎：南肥植物誌」は地方フロラの代表的著作として高く評価される出版物であるが，専門的見地や国外への配布の点から考えると新学名を発表するには不適当な出版物であるので，そこに含まれている新学名はそれらが「植物分類地理」に再録された時にはじめて有効に出版されたものと見なされている。

註 2. 学位論文審査のためは配布する印刷物，科学研究費成果報告書，学会講演要旨などに含まれる新学名は，それがしかるべき専門誌に，或は単行本に，国際植物命名規約にかなった形式で出版された時をもってはじめて有効と見なされる。

註 3. 植物分類学専門でない準定期出版物に新学名を発表した場合には，できるだけそれを認知させるような方法をとり，又別刷を国内外の主要研究機関や関係専門分野の研究者へ配布することがのぞましい。

〔例〕 大学紀要，研究所報告，演習林報告